

観光施設（案内所）再編行動計画（案）

1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、観光施設（案内所）の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、市の観光情報を発信し、交流による地域の活性化と産業の振興を図るため、市が設置する2か所の「案内所」を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

（1）対象施設の状況（詳細は、適正配置計画 205～207 ページを参照してください。）

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		運営 形態	指定管理期間
				機能	施設		
① 高鷲総合案内所	高鷲	33	492.00	継続	譲渡	直営	
② 美並総合案内所 (樹木の館)	美並	22	215.60	廃止	譲渡	指定 管理	R3.4.1～R6.3.31 3年間

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年（令和元年）現在

（2）郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

市を訪れる観光客に的確な情報を提供する機能は重要なものの、2つの施設の利用実態は、各種団体の事務所として、また飲食提供を中心とした使用となっており、改めて、案内所としてのあり方、管理運営のあり方について検討が必要です。

こうしたことから、適正配置計画では案内所について以下の考え方を基本として、全体的な再編・再配置を進めることとしています。

観光都市としての郡上市の特性を踏まえ、各地域における総合案内機能は重要なものの、高鷲総合案内所は各種団体の事務所として使用され、案内施設としての利用が少ないこと、案内の内容も観光・宿泊施設の案内が中心となっていることから、総合案内所としての機能・施設・運営のあり方について施設の譲渡を含めて検討します。

また、美並総合案内所は、飲食の提供を中心とした地域利用施設となっていることから、案内所の機能は廃止し、施設は関係団体等への譲渡について協議を進めます。

（3）対象施設の利用実態

後述する「3. 再編・再配置のシナリオとスケジュール」において示す、個々の施設の最終的な再編の方向性や具体策についての妥当性を検証するため、各案内所において実施している特徴的な施策や事業内容とともに、現時点（令和元年度、令和2年度実績）の利用人数等を示し、適正配置計画策定後の状況や新たに生じた課題等も含め、今後の課題等について整理します。

① 高鷲総合案内所

施設状況・施設構成	鉄骨造 3 階建て・延床面積 492 m ² S61 に新耐震基準で建築し、建築から 30 年以上が経過
	<ul style="list-style-type: none"> ・1 階＝観光協会事務所、公衆トイレ ・2 階＝旧商工会事務所、商工会会議室、和室 ・3 階＝観光協会会議室 ・2 階、3 階は商工会の所有（表示登記・保存登記済み）
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日：毎日（4 月～10 月は平日のみ） ・開館時間：8 時 30 分～17 時 30 分
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高鷲観光協会が入居し、職員 3 名を配置して事務所兼案内所として使用。観光パンフレットを常設し、観光情報の提供や宿泊斡旋等を実施。 ※利用状況は把握していません
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営は直営、基本的に維持管理費は入居団体（高鷲観光協会）が負担 ・市は建物の維持管理負担金（公衆便所光熱費等）として一部支出 ・管理運営費総額（年間） 負担金 R1：約 152 千円 R2：約 143 千円 ・事業収入等総額（年間） R1：0 円 R2：0 円

② 美並総合案内所（樹木の館）

施設状況・施設構成	鉄骨造 1 階建て・延床面積 216 m ² 。 H9 に新耐震基準で建築。建築から 20 年以上が経過
	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリー、総合案内所、軽食喫茶、厨房で構成
営業日・営業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）と月曜日（祝日の場合は翌日）を除く毎日 8 時 00 分から 17 時 00 分まで
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内のほか、自主事業として喫茶や軽食、リサイクルの展示、物産販売（軽食喫茶＝ギャラリーを使用） ・施設横にコインランドリーを自主事業として経営 ・年間利用者数 案内 R1：105 人 R2：85 人 休憩 R1：98 人 R2：71 人 食事 R1：11,422 人 R2：9,741 人
管理運営方法・管理運営費・事業収入	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設として管理運営 ・管理運営費総額（年間） R1：約 5,442 千円 R2：約 4,158 千円 ・事業収入等総額（年間） R1：約 4,877 千円 （指定管理料 0 千円、利用料金 0 千円、事業収入等 4,877 千円） R2：約 4,329 千円（年間） （指定管理料 0 千円、利用料金 0 千円、事業収入等 4,329 千円） ※事業収入には自主事業コインランドリーの収入を含む

3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市の案内所施設のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示したうえで、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

（1）全体的な方向性について

適正配置計画に示すとおり、市が設置する案内所は、観光情報を発信し、交流による地域の活性化と産業振興を図るために設置しています。しかし市に訪れる観光客に的確な情報を提供する機能は重要なものの、2つの施設の利用実態は、団体の事務所として、また、飲食提供を中心とした使用となっており、改めて、案内所としてのあり方、管理運営のあり方について検討します。

(2) 全体の方向性を踏まえた各施設個別の取組みについて

適正配置計画に示す施設ごとの方針、及び上記全体方針を踏まえ、各施設の取組みを行動計画として示します。

① 高鷲総合案内所

【適正配置計画における対応方針】

- 観光情報提供拠点のあり方を検討する一方、現在の利用実態に照らし、高鷲観光協会への譲渡について、施設の改修のあり方を含めて協議します。

【行動計画】

- 高鷲地域は、四季折々の観光資源が豊富な地域であり観光客も多く訪れ、市の北部の入り口として、高鷲総合案内所での情報収集・発信拠点としての機能は今後も継続します。
- 施設は、耐震基準を満たし、建築から 33 年経過しています。市と郡上市商工会との区分所有となっており、1階部分は、市に所有権があるものの協)高鷲観光協会が高鷲地域の観光案内や情報発信を行うとともに団体の事務所として使用していること、2、3階部分は、郡上市商工会の所有部分であることから、施設の譲渡について施設の改修のあり方を含め協議します。

② 美並総合案内所(樹木の館)

【適正配置計画における対応方針】

- 情報発信・地域交流の機能は廃止し、廃止後の施設については、譲渡を含めて関係団体等と協議し、施設の譲り受けの意向がない場合は廃止します。

【行動計画】

- 美並総合案内所の現在の利用実態は、飲食の提供を中心とした地域利用施設となっており、総合案内所としての機能は希薄なことから、別途、案内所機能のあり方について検討し、美並総合案内所の機能の廃止について、関係団体と協議を進めます。
- 施設は、耐震基準を満たし、建築から 22 年経過の建物であり、自主的な事業を実施していることも勘案し、譲渡について協議します。

(3) スケジュール(ロードマップ)

施設名等		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度~R10 年度
全体事項	総合案内所の機能、配置のあり方	→→→ 郡上市の観光情報の発信拠点についての総合案内所のあり方について検討			→→→→→ 検討・見直し結果に基づく実施		
		→→→→ 譲渡について協議				→→→→→ 検討・見直し結果に基づく実施	
①高鷲総合案内所		→→→→ 総合案内所としての用途廃止				→→→→→ 協議結果に基づく対応 譲り受けの意向がない場合は廃止	
②美並総合案内所(樹木の館)		→→→→ 施設の譲渡の協議					

4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていくうえでは、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基づき、以下のように関係団体等と協議のうえ合意形成を図り、令和10年度までの再編を図ります。

(1) 諸課題への対応

① 観光情報発信拠点のあり方

各地域の豊富な観光資源を効果的に伝えるため、地域ごとに情報収集・情報発信・周遊ルートの掲示等の機能を目的とした発信拠点となる施設は重要です。市内には、道の駅や郡上八幡旧庁舎記念館等、自由に立ち寄り利用できる施設に多くの観光客が訪れます。その施設を観光情報発信拠点として位置づけ、地域ごとに特色ある観光情報を発信していきます。

しかし、高鷲地域については道の駅はあるものの冬季は休業することを踏まえ、高鷲総合案内所における観光情報発信拠点としてのあり方を検討します。

また、美並総合案内所については、総合案内所としての機能は希薄なことから、案内所機能は近隣の公共施設で対応することとし、美並総合案内所の機能は廃止に向けて協議、検討します。

② 譲渡に向けた環境整備のための条件等の設定

観光施設（案内所）については、これまで民間事業者が市の指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っています。高鷲総合案内所については、現在の所有実態及び利用実態に照らし、高鷲観光協会への譲渡について郡上市商工会を含めて協議・検討します。また、美並総合案内所は、譲渡を含めて関係団体と協議し、施設の譲り受けの意向がない場合は廃止します。

なお、譲渡を円滑に進めるため、譲渡の条件や支援措置などに関する基本的な枠組みを示す譲渡方針を策定します。

(2) 関係団体等との協議

本行動計画を着実に推進していくためには、市民・地域との合意形成が不可欠です。

令和3年4月以降、関係団体への説明会を早期に開催するほか、下記の諸団体との協議をきめ細かく進めます。

団体等	説明・協議内容
指定管理者	行動計画の内容と今後の進め方など
自治会	行動計画の内容と今後の進め方など
各地域協議会	行動計画の内容と今後の進め方など

参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整、 施設運営管理統括	商工観光部 観光課 各地域の振興課
主幹課 (施設利用)	指定管理者制度 地域との連携による活用	市長公室 企画課 各地域の振興課
関係課 (全体調整)	財政計画、予算	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課
	譲渡の条件設定	企画課 (必要に応じて公共施設アドバイザー)
	適正配置計画の進捗管理	企画課 (必要に応じて公共施設アドバイザー)